

第4回 東名遺跡整備指導委員会 次第

- 日時：令和6年3月19日（火）
14時00分～16時30分
- 場所：佐賀市立循誘公民館大会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員長あいさつ

4. 議事

【報告事項】

- (1) 第3回委員会での主な意見とその対応について
- (2) 今後のスケジュールについて

【協議事項】

- (1) 東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センター建築基本設計について
【資料1・資料2】
- (2) 東名遺跡屋内展示基本設計について 【資料2・資料3】
- (3) 東名遺跡屋外展示基本設計について 【資料2・資料4】
- (4) その他

5. 閉会

東名遺跡整備指導委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 東名遺跡のもつ本質的価値を保存・継承していくために必要な整備事業を円滑に進めるため、東名遺跡整備指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議・検討を行うものとする。

- (1) 東名遺跡の展示整備及び活用に関すること
- (2) その他整備事業を進める上で必要となる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、東名遺跡整備事業が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域振興部文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。

東名遺跡整備指導委員会 名簿

| 区分 | 氏名 | 所属 | 役職 | 専門 | 出席 | 随行等 |
|--------|--------|-----------------------|--------|---------|----|-----------|
| 委員 | 中 眞 | 奈良文化財研究所 | 所長 | 造園学 | ○ | — |
| 委員 | 小畑 弘己 | 熊本大学 大学院人文社会科学研究所 | 教授 | 考古学 | × | — |
| 委員 | 金原 正明 | 元奈良教育大学 | 元教授 | 古環境復元 | ○ | — |
| 委員 | 赤司 善彦 | 大野城心のふるさと館 | 館長 | 展示普及 | ○ | — |
| 委員 | 三島 伸雄 | 佐賀大学 理工学部 | 教授/副学長 | 景観 | ○ | — |
| 委員 | 重藤 輝行 | 佐賀大学 芸術地域デザイン学部 | 教授 | 考古学 | × | — |
| 委員 | 有岡 大介 | 有岡合同会社 | 代表 | 活用 | ○ | — |
| 委員 | 谷 政司 | 株式会社JTB | 支店長 | 観光 | ○ | — |
| 助言者 | — | 文化庁文化資源活用課 | — | 国史跡整備部門 | × | — |
| 助言者 | 渡部 芳久 | 佐賀県文化・観光局文化課文化財保護・活用室 | 係長 | 県文化財担当 | ○ | 主査・堤 英明 |
| オブザーバー | 堤 圭介 | 国土交通省九州地方整備局佐賀河川事務所 | 建設専門官 | 調整池管理者 | ○ | — |
| 関係機関 | 荒木 直明 | 佐賀県佐賀土木事務所 | 副所長 | 県道関係 | ○ | 主任主査・古賀寛士 |
| 地元関係団体 | 江島 徳太郎 | NPO法人 東名縄文の会 | 理事長 | 地元 | ○ | 事務局長・藤原千房 |
| 庁内関係部署 | 古賀 俊誠 | 佐賀市建設部建築住宅課 | 副課長 | 建築担当 | ○ | 主任・吉岡慶太 |
| 庁内関係部署 | 福田 大介 | 佐賀市教育委員会教育総務課 | 主査 | 土木担当 | ○ | — |
| 庁内関係部署 | 北村 勉 | 佐賀市建設部道路整備課 | 主査 | 土木担当 | ○ | — |
| 庁内関係部署 | 吉田 浩一郎 | 佐賀市建設部河川砂防課 | 主任 | 調整池管理担当 | ○ | — |
| 庁内関係部署 | 溝上 徹也 | 佐賀市経済部観光振興課 | 課長 | 観光担当 | ○ | — |
| 事務局 | | 佐賀市地域振興部文化財課 | | — | ○ | — |